

# 特許出願等援助規則 (会令第23号)

制 定 (平成11年11月10日第1回臨時総会決議、同12年1月1日から施行)  
改 正 (平成12年12月7日第1回臨時総会決議、会令第32号により同13年1月6日から施行、同年2月2日公示)  
(平成14年12月18日第1回臨時総会決議、即日施行、同15年1月31日公示)  
(平成18年12月6日第1回臨時総会決議、即日施行、同年12月26日公示)  
(平成23年12月9日第1回臨時総会決議、即日施行、同年12月22日公示)  
(平成24年5月25日定期総会決議、即日施行、同年6月29日公示)  
(平成24年12月6日第1回臨時総会決議、即日施行、同24年12月21日公示)  
(平成26年3月19日第2回臨時総会決議、同年4月1日から施行、同年5月15日公示)  
(平成27年1月21日第1回臨時総会決議、同年4月1日から施行、同年3月16日公示)  
(令和3年5月28日定期総会第6号議案決議、同年5月29日から施行、同年6月15日公示)

## (趣 旨)

**第1条** この規則は、日本弁理士会（以下「本会」という。）が優れた発明、考案又は意匠の創作（以下「発明等」という。）及び事業活動の擁護に資するため特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願又は当該事業活動に使用する商標の商標登録出願及びこれらに関連する手続（以下「特許出願等の手続」という。）を行おうとする者に対する援助措置について規定するものとする。（改正、平23・12・9 臨時、同24・5・25 定期、同26・3・19 臨時、令3・5・28 定期）

## (援助の対象)

**第2条** この規則による援助措置の対象となる者は、次の各号のいずれかに掲げる者であって、特許出願等の手続に必要な費用の支払に充てる資金を確保することが困難な者（以下「被援助者」という。）とする。

- (1) 自ら有用性のある発明等をした個人
  - (2) 有用性のある発明等を自ら実施しようとしている又は他人に実施させようとしている個人
  - (3) 有用性のある発明等を自ら実施しようとしている又は他人に実施させようとしている法人
  - (4) 有用性のある事業活動を自ら実施している又は実施しようとしている個人（本号追加、令3・5・28 定期）
  - (5) 有用性のある事業活動を自ら実施している又は実施しようとしている法人（本号追加、令3・5・28 定期）
- （本条追加、平26・3・19 臨時）

## (援助の内容)

**第3条** 援助の内容は、特許出願等の手続に要する費用（弁理士報酬及び特許印紙などの諸経費を含む。以下「手続費用」という。）の全部又は一部の負担とする。（改正、平24・12・6 臨時、旧第2条線下、平26・3・19 臨時）

## (援助の決定)

**第4条** 日本弁理士会会長（以下「会長」という。）は、援助の申請があったときは、知的財産支援センター（以下「支援センター」という。）に審査させ、その報告に基づいて、援助の可否を速やかに決定しなければならない。（改正、平12・12・7 臨時、同14・12・18 臨時、同23・12・9 臨時、旧第4条線下、改正、平24・12・6 臨時、旧第3条線下、平26・3・19 臨時）

## (審査、受任会員の選任及び被援助者の義務) (見出し改正、平18・12・6 臨時)

**第5条** 支援センターは、前条の援助の申請を遅滞なく審査し、その結果を会長に報告しなければならない。（改正、平12・12・7 臨時、同14・12・18 臨時、同24・12・6 臨時、同27・1・21 臨時）

2 援助すべき特許出願等の手続を受任する会員（以下「受任会員」という。）は、被援助者が選任する。ただし、被援助者が選任した受任会員が内規に定める特別の事由に該当するときは、会長は、被援助者に対し受任会員の変更を求めることができる。（改正、平12・12・7 臨時、同14・12・18 臨時、同18・12・6 臨時、同26・3・19 臨時）

3 前項の選任に際して被援助者が受任会員の紹介を求めたときは、支援センターは、被援助者に受任会員の候補者を紹介することができる。（本項追加、平27・1・21 臨時）

4 被援助者は、第2条の規定により援助を受けた特許出願等の手続について会長に報告しなければならない。（改正、平18・12・6 臨時、同26・3・19 臨時、旧第3項線下、平27・1・21 臨時）

（旧第5条線下、平24・12・6 臨時、旧第4条線下、平26・3・19 臨時）

## (秘密保持義務)

**第6条** 会長、副会長、執行理事、支援センターのセンター長、副センター長、運営委員及び支援員、受任会員、並びに本会の職員は、援助について職務上知り得た個人的又は営業上の秘密を洩らしてはならない。その職務を離れた後も同様とする。（改正、平12・12・7 臨時、同14・12・18 臨時、同18・12・6 臨時、旧第6条線下、平24・12・6 臨時、旧第5条線下、平26・3・19 臨時）

## (内規への委任)

**第7条** この規則に定めるもののほか、手続費用の基準その他特許出願等の手続の援助に必要な事項は内規で定める。(改正、平12・12・7 臨時、同14・12・18 臨時、同23・12・9 臨時、旧第7条繰上、平24・12・6 臨時、同26・3・19 臨時)  
(旧第6条繰下、平26・3・19 臨時)

**附 則**

この規則は、平成12年1月1日から施行する。

**附 則**

この会令の一部改正は、平成13年1月6日から施行する。

**附 則**

この会令の一部改正は、平成14年12月18日から施行する。

**附 則**

この会令の一部改正は、平成18年12月6日から施行する。

**附 則**

この規則の一部改正は、平成23年12月9日から施行する。

**附 則**

この規則の一部改正は、平成24年5月25日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

**第1条** この規則の一部改正は、平成24年12月6日から施行する。

**第2条** この規則の一部改正の施行日において、改正前のこの規則の第2条第2号の規定に基づく立替金のうち返済されていないものについて、日本弁理士会会長は、相当の理由がある場合には放棄することができるものとする。

**附 則**

この規則の一部改正は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則の一部改正は、令和3年5月29日から施行する。